

(仮称)野洲市公文書の管理に関する条例(案) に係るパブリックコメントの実施について

1. 目的

市では、公文書の管理に関する市の責務及び基本的事項を新たに定め、公文書の適正な管理を図ることで市政の透明化を推進し、もって市政が適正かつ建設的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する市の責務が全うされるようにすることを目的として、(仮称)野洲市公文書の管理に関する条例を制定します。

つきましては、この条例の制定にあたり、皆さまからの意見を募集します。

2. 閲覧期間

令和元年12月2日(月)～12月20日(金) 19日間

※各施設の執務時間内に限ります。

3. 閲覧場所

市役所総務課、市役所本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、野洲図書館、各コミュニティセンター、人権センター、市民交流センター

※市ホームページでも見ることができます。

4. 意見の提出

(提出方法)

住所・氏名・電話番号・意見(様式自由)を記入の上、閲覧期間内に総務課へ持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで提出してください。

(提出先)

〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1 本館2階 総務部 総務課

電話: 077-587-6038 FAX: 077-587-4033 Eメール: soumu@city.yasu.lg.jp

5. 意見等の公表

提出のあった意見等については個別の回答は行いません。後日、意見に対する回答を市ホームページで公表します。

6. その他

- ・住所、氏名等の記載がない場合は、意見として取り扱いません。
- ・いただいた意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、公表することがあります。
- ・単に賛否だけを記載したもの、各施策に対する要望や趣旨の不明瞭な意見等は、市の考えを示ないことがあります。
- ・意見を提出された方の個人情報は、この意見募集の目的外に使用しません。